

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（1/3）

現 行	改 正 後
Ⅱ－３－４ 顧客保護等 Ⅱ－３－４－３ 顧客情報管理 (1)意義 顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。 (2)主な着眼点 ①（略） ②（略） （新設）	Ⅱ－３－４ 顧客保護等 Ⅱ－３－４－３ 顧客情報管理 (1)意義 顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。 <u>特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</u> (2)主な着眼点 ①（略） ②（略） ③ <u>個人である顧客に関する情報については、施行規則第 13 条の6の5に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u> ・ <u>保護法ガイドライン第 10 条及び第 11 条の規定に基づく措置</u> ・ <u>実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（2/3）

現 行	改 正 後
(新設) ③ <u>個人顧客に関する情報の伝達については、原則として、事前に書面等により当該顧客の同意を得ることとしているか。</u> ④ <u>顧客情報が漏洩した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。</u> (3) 監督手法・対応 (略) Ⅱ－3－4－4 (略)	④ <u>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、施行規則第 13 条の6の7に基づき、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</u> <u>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u> ・労働組合への加盟に関する情報 ・民族に関する情報 ・性生活に関する情報 (削除) ⑤ <u>顧客情報の漏洩等が発生した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。</u> (3) 監督手法・対応 (略) Ⅱ－3－4－4 (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（3/3）

現 行	改 正 後
Ⅱ－３－４－５ 銀行の事務の外部委託 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む)が図られているか。 イ. ～ ハ. (略) (新設) 三. クレーム等について顧客から銀行への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。 Ⅱ－３－４－６ (略)	Ⅱ－３－４－５ 銀行の事務の外部委託 (1) (略) (2) 主な着眼点 ① 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む)が図られているか。 イ. ～ ハ. (略) <u>二. 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、施行規則第 13 条の6の5に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u> ・ <u>保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置</u> ・ <u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u> <u>ホ. クレーム等について顧客から銀行への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。</u> Ⅱ－３－４－６ (略)

信託会社等に関する総合的な監督指針等 (1/5)

現 行	改 正 後
3 運用型信託会社 3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項 3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 申請者が法第 5 条第 1 項第 3 号並びに規則第 7 条第 3 号及び第 4 号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。 (2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査 ③ 業務管理体制 イ (略) ロ <u>信託財産に係る情報管理の執行方法</u> <u>顧客に関する情報の管理について、具体的な取扱い基準が定められ、顧客に関する情報の管理が適切に行われる体制が整備されているか。</u> ハ・三 (略) 3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その	3 運用型信託会社 3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項 3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 (同左) (2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査 ③ 業務管理体制 イ (略) (削除) ロ・ハ (略) 3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その

信託会社等に関する総合的な監督指針等（2/5）

現 行	改 正 後
際の着眼点については、法令及び<u>本事務監督指針</u>に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。 (新設)	際の着眼点については、法令及び<u>本監督指針</u>に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。 <u>3-4-4 顧客情報管理</u> <u>顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。</u> <u>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</u> <u>① 顧客に関する情報の管理について、具体的な取り扱い基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス（顧客に対する守秘義務、説明責任）及びレピュテーションの観点から検討を行った上で取り扱い基準を定めているか。</u> <u>② 顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客に関する情報の管理が適切に行なわれているかを検証できる体制となっているか。</u> <u>③ 個人である顧客に関する情報については、規則第40条第6項に基づ</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針等 (3/5)

現 行	改 正 後
	<u>き、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置が講じられているか。</u> <u>(安全管理について必要かつ適切な措置)</u> <u>イ 保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置</u> <u>ロ 実務指針 I 及び別添2の規定に基づく措置</u> <u>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</u> <u>イ 保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置</u> <u>ロ 実務指針 II の規定に基づく措置</u> <u>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</u> <u>イ 保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置</u> <u>ロ 実務指針 III の規定に基づく措置</u> <u>(注)法第 22 条第 1 項の「信託業務の委託先」に委託する場合に限られないことに留意する。</u> <u>④ 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 40 条第 8 項に基づき、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</u> <u>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u> <u>・労働組合への加盟に関する情報</u> <u>・民族に関する情報</u> <u>・性生活に関する情報</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針等（4/5）

現 行	改 正 後
<u>3-4-4</u> 不祥事件に対する監督上の対応 <u>3-4-5</u> 信託契約代理店の管理体制 9 信託契約代理店 9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託契約代理店の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 80 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 81 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。 (新設)	<u>⑤ 顧客情報の漏洩等が発生した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。</u> <u>3-4-5</u> 不祥に対する監督上の対応 <u>3-4-6</u> 信託代理店の管理体制 9 信託契約代理店 9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (同左) <u>9-4-3 顧客情報管理</u> (1) <u>規則第 77 条第6号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</u> (2) <u>規則第 77 条第7号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針等 (5/5)

現 行	改 正 後
10 信託受益権販売業 10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託受益権販売業者の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 100 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 101 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。 (新設)	<u>労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u> 10 信託受益権販売業 10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (同左) <u>10-4-3 顧客情報管理</u> <u>9-4-3に準じるものとする。</u>

現 行	改 正 後
3. 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行 3-1 新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応 3-1-1 子銀行の事業親会社からの独立性確保の観点（略） 3-1-2 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点（略） 3-1-3 <u>事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報保護の観点</u> (1) <u>基本的考え方</u> <u>顧客の個人情報の保護は、一般に、銀行が適切な業務運営を営む上で必須の事項であるが、事業親会社等と子銀行の関係においては、両社のシナジー（相乗）効果を図る観点から、特に、顧客情報を相互に活用することが予想される。そのため、顧客の個人情報の保護が十分図られているかどうかについて確認する必要がある。本問題は、現在、関係省庁等において、個人情報保護法の法制化に向けた検討がなされており、将来、法制化された場合には、各銀行は、当該法律の規制に服することになるが、当面、監督当局としては、以下の点に留意する必要がある。</u> (2) <u>免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項</u> a. <u>免許審査において確認すべき事項</u> <u>子銀行において、顧客の個人情報の保護のための方策が十分講じられているかどうか。具体的には、顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する。</u>	3. 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行 3-1 新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応 3-1-1 子銀行の事業親会社からの独立性確保の観点（略） 3-1-2 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点（略） （削除）

現 行	改 正 後
<u>b. 免許後の監督において留意すべき事項</u> <u>免許付与後、顧客の個人情報の保護のための方策を確実に履行しているかどうかについて、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。</u> 3-1-4 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理 や収益性の観点 (略) 3-1-5 友人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点 (略) 3-2 既存銀行等への適用 上記3-1に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が買収した場合、既存の銀行が顧客の個人情報を活用する場合やインターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持つ既存銀行の監督においても、基本的に適用することとする。 また、上記3-1-1～3-1-3に掲げた免許審査・監督上の留意点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。	3-1-3 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理 や収益性の観点 (略) 3-1-4 友人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点 (略) 3-2 既存銀行等への適用 上記3-1に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が買収した場合やインターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持つ既存銀行の監督においても、基本的に適用することとする。 また、上記3-1-1及び3-1-2に掲げた免許審査・監督上の留意点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。

現 行	改 正 後
1-6-6 保険会社の事務の外部委託 (1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。 ①～③ (略) (新設) ④ (略)	1-6-6 保険会社の事務の外部委託 (1) 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。 ①～③ (略) ④ <u>個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、規則第 53 条の8に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u> ・ <u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第 12 条の規定に基づく措置</u> ・ <u>金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)Ⅲの規定に基づく措置</u> ⑤ (略)
1-6-7 法第 100 条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1) 規則第 53 条から第 53 条の<u>7</u>までに規定する措置等が適正に実施されているか。 (2) 規則第 53 条、第 53 条の4<u>及び</u>第 53 条の6に規定する措置(以下この1-6-7において「当該措置」という。)について、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。	1-6-7 法第 100 条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1) 規則第 53 条から第 53 条の<u>10</u>までに規定する措置等が適正に実施されているか (2) 規則第 53 条、第 53 条の4、<u>第 53 条の6及び第 53 条の8から第 53 条の 10 までに</u>規定する措置(以下この1-6-7において「当該措置」という。)について、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。

現 行	改 正 後
(3)～(12) (略) (新設) (新設)	(3)～(12) (略) (13) <u>個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の8に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u> ・ <u>保護法ガイドライン第 10 条及び第 11 条の規定に基づく措置</u> ・ <u>実務指針 I、II 及び別添2の規定に基づく措置</u> (14) <u>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 53 条の 10 に基づき、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</u> <u>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u> ・ <u>労働組合への加盟に関する情報</u> ・ <u>民族に関する情報</u> ・ <u>性生活に関する情報</u>
2－1 生命保険募集関係	2－1 生命保険募集関係
2－2 生命保険契約の締結及び保険募集	2－2 生命保険契約の締結及び保険募集
生命保険の締結及び保険募集に関し、適正な取扱いを行っているか。	生命保険の締結及び保険募集に関し、適正な取扱いを行っているか。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 法第 300 条第1項第9号関係 ①～③ (略)	(6) 法第 300 条第1項第9号関係 ①～③ (略)

現 行	改 正 後
(新設)	④ 規則第 234 条第 11 号関係
	<u>規則第 234 条第 11 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</u>
(新設)	⑤ 規則第 234 条第 12 号関係
	<u>規則第 234 条第 12 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u>
3 損害保険関係	3 損害保険関係
3-1-2 募集活動の適正化	3-1-2 募集活動の適正化
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(新設)	(10) 規則第 234 条第 11 号関係
	<u>規則第 234 条第 11 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</u>
(新設)	(11) 規則第 234 条第 12 号関係
	<u>規則第 234 条第 12 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u>

現 行	改 正 後
(10) その他 (略) 4-5 業務関係 保険仲立人の業務に対する監督は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。 4-5-3 誠実義務 法第 299 条に規定する保険仲立人の誠実義務の内容として、保険仲立人は、次に定める事項を遵守するものとする。 (1)～(5) (略) <u>(6) 保険仲立人が顧客のために保険会社から得た情報は、当該顧客以外の第三者に対して、これを使用又は開示しないものとする。ただし、保険会社の同意が得られた場合はこの限りでない。</u> 4-5-6 保険契約の締結及び保険募集 保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い(2-2)に、損害保険契約の場合にあっては損害保険代理店における取扱い(3-1-2(2)～(8)及び3-1-3(1)、(2))に、それぞれ準ずるものとする。	(12) (その他) (略) 4-5 業務関係 保険仲立人の業務に対する監督は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。 4-5-3 誠実義務 法第 299 条に規定する保険仲立人の誠実義務の内容として、保険仲立人は、次に定める事項を遵守するものとする。 (1)～(5) (略) <u>(削除)</u> 4-5-6 保険契約の締結及び保険募集 保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い(2-2)に、損害保険契約の場合にあっては損害保険代理店における取扱い(3-1-2(2)～(8)、<u>(10)、(11)</u>及び3-1-3(1)、(2))に、それぞれ準ずるものとする。

現 行	改 正 後
5-3-3 自動車保険関係 自動車保険については、保険の安定供給、当該保険の有する被害者救済や賠償資力の確保・向上といった機能等にかんがみ、損害保険会社の業務の状況によっては、法第 131 条又は法第 132 条に基づく事業方法書等に定めた事項の変更命令等を行うことが必要となる。 以下において、本事務ガイドライン1-3及び3-1-2に加え、自動車保険に係る業務を監督するための、着眼点を整理した。 (1)～(2) (略) <u>(3) 保険契約者等に係る個人情報の漏洩やプライバシーの侵害を発生させないよう、社内体制の整備や社員あるいは代理店等に対する指導などの措置が講じられているか。</u> <u>(4)</u> (略)	5-3-3 自動車保険関係 自動車保険については、保険の安定供給、当該保険の有する被害者救済や賠償資力の確保・向上といった機能等にかんがみ、損害保険会社の業務の状況によっては、法第 131 条又は法第 132 条に基づく事業方法書等に定めた事項の変更命令等を行うことが必要となる。 以下において、本事務ガイドライン1-3及び3-1-2に加え、自動車保険に係る業務を監督するための、着眼点を整理した。 (1)～(2) (略) <u>(削除)</u> <u>(3)</u> (略)

現 行	改 正 後
3 貸金業関係 3-2 業務関係 貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。 3-2-2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当り、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの禁止 法第13条第2項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。 (1) (略) (2) <u>貸金業の業務を行うに当たり、顧客の信用情報（個人の返済又は支払能力に関する情報（氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人を識別するための情報を含む。）をいう。以下同じ。）について、当該顧客の返済能力の調査以外の目的に使用すること。</u>	3 貸金業関係 3-2 業務関係 貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。 3-2-2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに<u>当たり</u>、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの禁止 法第13条第2項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。 (1) (略) (2) <u>個人である資金需要者に関する情報について、例えば以下のように、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定等に基づく適切な取扱いが確保されていないこと。</u> ① <u>個人である資金需要者に関する情報については、その安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置が講じられていない</u>

現 行	改 正 後
(3) ～ (7) (略) 3-2-7 取引関係の正常化 3-2-1、3-2-2及び3-2-6のほか、貸金業者の監督に当たっては、法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲	こと。 <u>(安全管理について必要かつ適切な措置)</u> ・ <u>保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置</u> ・ <u>実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u> <u>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</u> ・ <u>保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置</u> ・ <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u> <u>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</u> ・ <u>保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置</u> ・ <u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u> ② <u>信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられていないこと。</u> ③ <u>個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられていないこと。</u> <u>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u> ・ <u>労働組合への加盟に関する情報</u> ・ <u>民族に関する情報</u> ・ <u>性生活に関する情報</u> (3) ～ (7) (略) 3-2-7 取引関係の正常化 3-2-1、3-2-2及び3-2-6のほか、貸金業者の監督に当たっては、法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲

現 行	改 正 後
げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。 (1) ～ (6) (略) (7) 顧客の信用情報について、不必要な事項の調査、調査事項の貸付け目的以外への使用等顧客のプライバシーの侵害となるような行為は行っていないこと。 (8) ～ (9) (略) 3-4 監督関係 法第5章(立入検査関係を除く。)の規定に基づく、貸金業者の監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。 (新設)	げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。 (1) ～ (6) (略) (7) 顧客の信用情報(個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報をいう。以下同じ。)について、不必要な事項の調査、調査事項の貸付け目的以外への使用等顧客のプライバシーの侵害となるような行為は行っていないこと。 (8) ～ (9) (略) 3-4 監督関係 法第5章(立入検査関係を除く。)の規定に基づく、貸金業者の監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。 3-4-5 事業報告書の提出に係る留意点 <u>規則別紙様式第8号に規定する事業報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。</u> (1)「個人である資金需要者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第10条、第11条及び第12条並びに実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。 (2)「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。

現 行	改 正 後
3-4-<u>5</u> 事業報告書の金融庁への送付 (略) 3-4-<u>6</u> 業務報告書の徴収 (略) 3-4-<u>7</u> 業務報告書の金融庁への提出 (略)	3-4-<u>6</u> 事業報告書の金融庁への送付 (略) 3-4-<u>7</u> 業務報告書の徴収 (略) 3-4-<u>8</u> 業務報告書の金融庁への提出 (略)

現 行	改 正 後
3－4－6（1） 別紙様式 8 号 （日本工業規格 A 4） 別紙様式第 8 号 （別紙 1） 目 次 業 務 報 告 書 1 貸付金の種別残高 2 業種別貸付残高（貸付残高 5 0 0 億円超の業者のみ記入） 3 貸金業協会等への加入状況等	3－4－6（1） 別紙様式 8 号 （日本工業規格 A 4） 別紙様式第 8 号 （別紙 1） 目 次 業 務 報 告 書 1 貸付金の種別残高 2 業種別貸付残高（貸付残高 5 0 0 億円超の業者のみ記入） 3 貸金業協会等への加入状況等 <u>4 個人である資金需要者の情報の取扱いの状況</u>

現 行	改 正 後
(新 設)	(別紙5) 4 個人である資金需要者の情報の取扱いの状況 (年3月末) (1) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)上の個人情報取扱事業者の該当性 () (2) 個人である資金需要者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置(金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置。)の状況 () (3) 信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況 () (4) 個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況 () (記載上の注意) 1. (1)については、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合には()欄に「○」を、該当しない場合には「×」を記入する。 2. (2)については、必要かつ適切な措置を講じている場合には「○」を、講じていない場合には「×」を記入する。

現 行	改 正 後
	3. (3) については、<u>信用情報機関から提供を受けた個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報を保有していない場合には「－」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。</u> 4. (4) については、<u>個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を保有していない場合には「－」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。</u> 5. (4) の「その他の特別の非公開情報」とは、<u>労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいう。</u>

現 行	改 正 後
3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関 二 信用情報関係 1 信用情報機関 法第 30 条第1項の規定に基づき、協会が行う信用情報に関する機関（以下「機関」という。）の設置又は指定に関する監督に当たっては、機関について次に掲げる事項に留意されたい。 (1) 業務運営の基本的考え方 機関は、消費者信用の健全な発展に資するため、過剰貸付けの防止、多重債務者発生の防止等その公共的使命を十分認識し、信用情報（<u>個人の返済又は支払能力に関する情報（氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人を識別するための情報を含む。）をいう。以下同じ。）</u>の整備・充実に努めることが肝要である。その業務を行うに当たっては、公正かつ的確な業務運営に努めるとともに、信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、<u>プライバシー保護に配慮した適正な業務運営体制を整備する必要がある。</u> (2) 会員 機関は、信用情報の目的外使用の防止等の観点から、<u>機関の提供する信用情報を使用しうる信用供与者（以下「会員」という。）の範囲又は要件を明確にするとともに、会員に対し、信用情報の適正な取扱いを求めることとする。</u> (3) 業務概要等の周知 機関は、名称、所在地、電話番号、業務の内容、登録情報の概要、登録期間、<u>信用情報の問合せ、開示等に関する事項を記載したパンフレットなどの書面を作成し、それを機関及び会員の店頭に備え置くことなどにより、業務の内容等を資金需要者等に周知させるよう努めることとする。</u>	3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関 二 信用情報関係 1 信用情報機関 法第 30 条第1項の規定に基づき、協会が行う信用情報に関する機関（以下「機関」という。）の設置又は指定に関する監督に当たっては、機関について次に掲げる事項に留意されたい。 (1) 業務運営の基本的考え方 機関は、消費者信用の健全な発展に資するため、過剰貸付けの防止、多重債務者発生の防止等その公共的使命を十分認識し、信用情報の整備・充実に努めることが肝要である。その業務を行うに当たっては、公正かつ的確な業務運営に努めるとともに、信用情報が目的外に利用されないことを確保するための措置をとることや、<u>その取り扱う信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止が図られるよう適正な業務運営体制を整備することなどの保護法ガイドライン及び実務指針の規定等に基づく適切な取扱いを確保する必要がある。</u> (2) 会員 機関は、信用情報の目的外利用の防止等の観点から、<u>機関の会員（以下「会員」という。）に対し、信用情報の適正な取扱いを求めることとする。</u> (会員管理⇒(10) 信用情報の管理①において規定) (3) 業務概要等の周知 機関は、名称、所在地、電話番号、業務の内容、登録情報の概要、登録期間、<u>保護法ガイドライン第 23 条を踏まえた個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言等に関する事項をインターネット上のホームページに常時掲載することや、それらを記載したパンフレットなどの書面を作成し、それを機関及び会員の店頭に備え置くことなどによ</u>

現 行	改 正 後
(4) <u>収集・登録できる信用情報の範囲</u> 機関が<u>収集・登録できる信用情報</u>は、会員の提出する信用情報のほか、破産宣告・失踪宣告その他の公的記録、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の<u>返済又は支払能力</u>の調査をするために必要な事項にとどめることとする。 (5) 事前の同意 機関は、会員に対し、信用情報の<u>収集</u>に当たり、次のことについて資金需要者から書面による事前の同意を得るよう求めることとする。 ① 資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること ② 他の会員(信用情報機関相互間で信用情報の交流(以下「情報交流」という。)を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。)により、当該信用情報が利用されること ③ 登録される情報の範囲、登録期間等 (新設) (新設)	り、業務の内容等を資金需要者等に<u>周知させることとする。</u> (4) <u>取得・登録できる信用情報の範囲</u> 機関が<u>取得・登録できる信用情報</u>は、会員の提出する信用情報のほか、破産手続開始決定・失踪宣告その他の公的記録、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の<u>返済能力</u>の調査をするために必要な事項にとどめることとする。 (5) 事前の同意 機関は、会員に対し、信用情報の取得に当たり、次のことについて資金需要者から書面(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。)で他の条項と明確に分離するなど本人の理解を確保できる方法等により事前の同意を得るよう求めることとする。 ① 資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること ② 他の会員(信用情報機関相互間で信用情報の交流(以下「情報交流」という。)を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。)により、当該信用情報が利用されること<u>及び会員として当該信用情報を利用する者(その表示は、会員の名称を記載する方法又は当該機関の規約等及び会員名を常時公表しているホームページのアドレスを記載する方法等により、本人が同意の可否を判断するに足りる具体性をもって行うこととする。)</u> ③ 機関に登録される情報の範囲、登録期間等 ④ 当該信用情報は、法第 30 条第2項の規定に基づき、利用目的は、<u>資金需要者の返済能力の調査目的に限定されること</u> (6) <u>機微(センシティブ)情報について</u> 機関は、個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情

現 行	改 正 後
(新設) <u>(6) 信用情報の照会・提供</u> 機関は、信用情報の目的外<u>使用</u>の防止、<u>漏洩</u>の防止の観点から、次の場合のほか、信用情報を提供してはならないこととする。 ① 会員からの照会に応ずる場合 ② 資金需要者本人(代理人を含む。以下「本人」という。)からの自己の信用情報に係る開示請求に応ずる場合 ③ 他の信用情報機関と情報交流を行う場合 (新設) (注1) 会員からの照会に応ずるのは、資金需要者の<u>返済又は支払能力</u>の調査に必要な場合、又は本人からの自己の信用情報に係る開示、訂正及び異議の申出(以下「開示等」という。)の請求に対応するために必要な場合に限ること。	<u>報(注)を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、取得、利用又は第三者提供しないことを確保するための措置を講じる必要がある。</u> <u>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u> ・<u>労働組合への加盟に関する情報</u> ・<u>民族に関する情報</u> ・<u>性生活に関する情報</u> <u>(7) 信用情報の適正な取得</u> 機関は、信用情報を取得するに際しては、<u>偽りその他不正な手段により、信用情報を取得してはならない。また、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、信用情報の不正取得等の不当な行為を行っている会員等から、当該信用情報が漏えいされた信用情報であること等を知った上で当該信用情報を取得しないこととする。</u> <u>(8) 信用情報の照会・提供</u> 機関は、信用情報の目的外<u>利用</u>の防止、<u>漏えい</u>の防止の観点から、次の場合のほか、信用情報を提供してはならないこととする。 ① 会員からの照会に応ずる場合 ② 資金需要者本人(代理人を含む。以下「本人」という。)からの自己の信用情報に係る請求に応ずる場合 ③ 他の信用情報機関と情報交流を行う場合 ④ <u>保護法ガイドライン第13条第1項①から④の規定に基づく場合</u> (注)会員からの照会に応ずるのは、<u>以下の場合に限ること。</u> (i) <u>資金需要者の返済能力</u>の調査に必要な場合 (ii) <u>本人からの自己の信用情報に係る開示、若しくは訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)、若しくは利用停止又は消去(以下「利用停止等」という。)の請求又は苦情に対応するために必要な場合</u>

現 行	改 正 後
(注2) 機関は、本人からの自己の信用情報について開示請求があった場合は、本人に係る登録情報を開示する必要がある。この場合、当該信用情報の出所並びに過去の一定期間内における当該信用情報の提供先についても、開示しうよう体制の整備を進めるとともに、開示等を円滑に行いいうよう相談窓口の設置、開示手続きの整備等に努めること。 また、本人以外に信用情報が漏洩することを防止するため、開示請求のできる者は本人及び本人から委任を受けたものに限るものとし、機関は、開示請求者が本人ないし本人の委任を受けたものであることを十分確認した上で信用情報の開示を行うこと。 (7) 信用情報の管理 ① 機関は、<u>信用情報に係る秘密を保持し、信用情報の漏洩・滅失及び改ざん等を防ぐため、内部管理体制の整備を図るとともに、必要な安全対策を講ずることとする。</u>	(注2⇒(11) 開示において規定) (9) 信用情報の管理 ① 機関は、<u>信用情報について、その安全管理、従業者の監督及び当該信用情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置を講じる必要がある。</u> <u>(安全管理について必要かつ適切な措置)</u> ・<u>保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置</u> ・<u>実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u> <u>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</u> ・<u>保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置</u> ・<u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u> <u>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</u> ・<u>保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置</u> ・<u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u> また、<u>適切な会員管理及び外部監査に係る措置(実務指針別添3の規定に基づく措置)</u>を講ずることとする。

現 行	改 正 後
② 機関の役職員は、<u>(6)の場合</u>を除き、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないこととする。 ③ 機関は、信用情報を正確かつ最新の<u>ものとするよう努めることとする</u>。 また、機関は、登録する信用情報の内容に応じて登録期間及びその起算日を定め、登録期間経過後は、当該情報を速やかに消去又は廃棄すること等により、提供又は使用しない<u>ものとする</u>。 (新設)	② 機関の役職員は、<u>(8)により提供する場合</u>を除き、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないこととする。 ③ 機関は、信用情報を正確かつ最新の<u>内容に保つこととする</u>。 また、機関は、登録する信用情報の内容に応じて登録期間及びその起算日を定め、登録期間経過後は、当該信用情報を速やかに消去又は廃棄すること等により、提供又は利用しない<u>こととする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りではない。</u> (10) 信用情報に関する事項の公表等 ① 機関は、信用情報に関し、利用目的、開示等の手続等を本人の知り得る状態に置く必要がある。 ② 機関は、本人からの①に係る請求に備え、適切な体制の整備(保護法ガイドライン第19条第1項及び第20条の規定に基づく体制の整備)を行うこととする。 (11) 開示 ① 機関は、本人から信用情報の開示の請求があったときは、適切な開示等の措置(保護法ガイドライン第15条、第18条及び第19条第2項の規定に基づく措置)をとる必要がある。 ② 機関は、本人からの①に係る請求に備え、適切な体制の整備(保護法ガイドライン第19条第1項及び第20条の規定に基づく体制の整備)を行うこととする。 (注) 機関は、本人に信用情報を開示する場合、当該信用情報の出所及び過去の一定期間内における当該信用情報の提供先についても、開示しうよう体制の整備を進めるとともに、開示、訂正等、利用停止等又は苦情対応を円滑に行いうよう相談窓口の設置、開示手続の整備等を行うこととする。

現 行	改 正 後
(8) <u>信用情報の訂正等</u> ① 機関は、本人から自己の信用情報が事実と相違するものとして、<u>書面により理由を付した訂正の申出があったときは、正当な理由がない限り、迅速に事実関係の調査を行い、その結果を本人に知らせ、当該情報が誤りであることが判明した場合には、速やかに当該情報の訂正を行うこととする。</u> (新設) ② 機関は、調査中の信用情報を会員に提供するときは、正当な理由がない限り、当該情報が正確であるか否かが確認されていないことの明示(以下「調査中の注記」という。)を行うこととする。 ③ 機関は、本人の<u>申出</u>に基づき信用情報の訂正若しくは調査中の注記を行ったときは、本人の請求があれば、正当な理由がない限り、その本人が指定する当該情報の提供先にその旨通知することとする。 (9) <u>本人からの開示請求等</u> <u>機関は、本人から自己の信用情報に係る開示等の請求があったときは、適切かつ迅速な処理を図ることとする。</u> (10) <u>業務の委託</u> <u>機関は、業務の全部又は一部を委託する場合には、受託者に対し、受託業務の遂行に当たり情報管理等を的確に行うことを求めることとする。</u>	(12) <u>訂正等</u> ① 機関は、本人から自己の信用情報が事実と相違するものとして、訂正等の請求があったとき、<u>若しくは二一(5)又は(7)に違反して取得又は第三者提供されているという理由によって、利用停止等の申出があったときは、適切な訂正等又は利用停止等の措置(保護法ガイドライン第16条、第17条及び第18条の規定に基づく措置)をとる必要がある。</u> ② 機関は、本人からの①に係る請求があることに備え、適切な体制の整備(保護法ガイドライン第19条第1項の規定に基づく体制の整備)を行うこととする。 ③ 機関は、①に係る請求に関する事実関係等について調査中の信用情報を会員に提供するときは、正当な理由がない限り、当該<u>信用</u>情報が正確であるか否か等が確認されていないことの明示(以下「調査中の注記」という。)を行うこととする。 ④ 機関は、本人の請求に基づき信用情報の訂正等又は利用停止等、若しくは調査中の注記を行ったときは、本人の請求があれば、正当な理由がない限り、その本人が指定する当該<u>信用</u>情報の提供先にその旨通知することとする。 (本人からの開示請求等⇒(11) 開示において規定) (業務の委託⇒ (9) 信用情報の管理①において規定)

現 行	改 正 後
(新設)	(13) 苦情の処理 ① 機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、適切な措置(保護法ガイドライン第 21 条第1項の規定に基づく措置)をとることとする。 ② 機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けることに備え、適切な体制の整備(保護法ガイドライン第 21 条第2項の規定に基づく体制の整備)を行うこととする。
(新設)	(14) 漏えい事案等への対応 ① 機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、当該機関の指定又は設置を行った協会に直ちに報告することとし、報告を受けた協会は、直ちに監督当局に報告を行うこととする。 ② 機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。 ③ 機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。
(11) 情報の交流 機関は、情報交流を行うに当たっては、信用情報が目的外に <u>使用</u> されることを防止するなどプライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保することとする。	(15) 情報の交流 機関は、情報交流を行うに当たっては、信用情報が目的外に <u>利用</u> されることを防止するなどプライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保することとする。
2 機関の会員による信用情報の取扱い 法第 30 条第2項の規定に基づき、機関の会員が信用情報を目的外に <u>使用</u> することは禁止されているが、当該規定に係る監督に当たっては、 <u>会員について次に掲げる事項に留意し、適切に行われるよう促すものとする。</u> なお、法第 13 条第1項の規定に基づく会員以外の貸金業者による顧客の	2 機関の会員による信用情報の取扱い 会員は、機関の登録情報の整備・充実に協力するとともに、 <u>信用情報について、法第 30 条第2項、保護法ガイドライン及び実務指針の規定等に基づく適切な取扱いをする必要がある。</u>

現 行	改 正 後
<u>資力、信用等の調査に関する監督に当たっても、これに準じた取扱いを行うものとする。</u> (1) <u>信用情報の取扱いに関する基本的考え方</u> <u>会員は、機関の登録情報の整備・充実に協力するとともに、信用情報の登録、照会、使用、管理等を行うに当たっては、プライバシー保護に配慮し、信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、信用情報を適正に取り扱うものとする。</u> (2) <u>事前の同意</u> <u>会員は、信用情報の収集に当たり、次のことについて資金需要者から書面による事前の同意を得ることとする。</u> <u>① 会員が当該信用情報を収集すること</u> <u>② 資金需要者に係る信用情報を機関に登録すること</u> <u>③ 他の会員(信用情報機関相互間で情報交流を行う場合には、その交流する先及びその会員を含む。)により、当該信用情報が利用されること</u> <u>④ 登録される情報の範囲、登録期間等</u> <u>⑤ 第三者と直接情報交流を行う場合には、当該第三者により当該信用情報が利用されること</u> (3) <u>書面による説明</u> <u>会員は、資金需要者から事前の同意を得るに当たり、次の事項について書面による説明をすることとする。</u> <u>① 利用目的</u> <u>② 管理責任者名</u> <u>③ 資金需要者の権利</u> <u>④ 機関に登録される情報の範囲、登録期間等</u> <u>⑤ 第三者に当該信用情報を提供する場合には、提供先・提供目的等</u> (4) <u>最新情報の登録</u> <u>会員は、既に登録した信用情報に関し、変更を必要とする新たな事実が判明したときは、速やかに当該事実を機関に報告するものとする。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除)

現 行	改 正 後
(5) <u>信用情報の照会・使用</u> <u>会員が機関に対し信用情報を照会できるのは、資金需要者の返済又は支払能力の調査に必要な場合、又は本人からの自己の信用情報に係る開示等の請求に対応するために必要な場合に限るものとし、かつ、これらの目的以外に信用情報を利用してはならないものとする。</u> (6) <u>信用情報の管理</u> <u>① 資金需要者及び機関を含む第三者から提供を受けた信用情報の秘密を保持し、漏洩を防ぐため、会員は資金需要者本人からの自己の信用情報に係る問合せ等に対応するために必要な場合のほか信用情報を漏らしてはならないものとする。</u> <u>② ①の場合を除き、会員の役職員は、保有する資金需要者の信用情報に関し、在職中及び退職後において、その秘密を漏らしてはならないものとする。</u> (7) <u>本人からの開示請求等</u> <u>会員は、資金需要者から自己の信用情報に係る開示等の請求があったときは、適切かつ迅速な処理を図るものとする。また、本人の求めに応じ機関の所在等に関する説明を行うとともに、必要な場合には機関への取次ぎを行うものとする。</u> (8) <u>その他</u> <u>① 会員は、信用情報の使用等に当たって、資金需要者を威迫し又は困惑させてはならないものとする。</u> <u>② 会員は、第三者と直接情報交流を行う場合、機関を利用する場合と同様に信用情報が目的外に使用されることを防止するなど、プライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保するものとする。</u> 3 信用情報機関に関する届出等 (1) ～ (3) (略)	(削除) (削除) (削除) (削除) 3 信用情報機関に関する届出等 (1) ～ (3) (略)

現 行	改 正 後
4 抵当証券業関係 (新設)	4 抵当証券業関係 4-2-7 個人情報の保護 (1) <u>規則第 15 条の2第4号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</u> (2) <u>規則第 15 条の2第5号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u>

現 行	改 正 後
5 プリペイドカード関係 (新設)	5 プリペイドカード関係 <u>5-6 個人情報の保護</u> 規則別紙様式第 12 号に規定する前払式証票の発行に関する報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。
	(1)「個人である購入者等に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。
	(2)「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。
<u>5-6 前払式証票の発行に関する定期報告等</u>	<u>5-7 前払式証票の発行に関する定期報告等</u>
<u>5-6-1</u> (略)	<u>5-7-1</u> (略)
<u>5-6-2</u> (略)	<u>5-7-2</u> (略)
<u>5-6-3</u> (略)	<u>5-7-3</u> (略)
<u>5-6-4</u> (略)	<u>5-7-4</u> (略)
<u>5-7</u> (略)	<u>5-8</u> (略)

現 行	改 正 後
6 商品ファンド業関係 (新設)	6 商品ファンド業関係 6-3 個人情報の保護 (1) <u>商品投資販売業者の業務に関する命令(以下「業務命令」という。)第7条第8号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置並びに個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインⅡ.2.(3)2)、3)及び4)の規定に基づく措置とする。</u> (2) <u>業務命令第7条第9号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u>

現 行	改 正 後
8 金融先物取引業関係 8-2 業務関係 法第3章の規定に基づく、金融先物取引業の業務に関する監督に当たっては、次により取り扱うものとする。 (新設) 8-2-4 (略)	8 金融先物取引業関係 8-2 業務関係 法第4章の規定に基づく、金融先物取引業の業務に関する監督に当たっては、次により取り扱うものとする。 8-2-4 個人情報の保護 (1) <u>規則第25条第4号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</u> (2) <u>規則第25条第5号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u> 8-2-5 (略)

現 行	改 正 後
9 A - 4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等 (略) (新設) (新設)	9 A - 4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等 (1) (略) (2) <u>資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（以下「特定譲渡人府令」という。）第 10 条の 2 第 1 号及び特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（以下「原委託者府令」という。）第 10 条の 2 第 1 号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置とする。</u> (3) <u>特定譲渡人府令第 10 条の 2 第 2 号及び原委託者府令第 10 条の 2 第 2 号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。</u>

現 行	改 正 後
11 確定拠出年金運営管理機関関係 11-3 行為準則に関する事項 確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為については、法第99条、100条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (新設)	11 確定拠出年金運営管理機関関係 11-3 行為準則に関する事項 確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為については、法第99条、100条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 11-3-1 個人情報の保護に関する事項 <u>法第99条第2項の趣旨に鑑み、加入者等の個人に関する情報について、確定拠出年金運営管理機関が以下の措置を講じているかどうかを確認する。</u> <u>(1) 加入者等の個人に関する情報については、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置が講じられているか。</u> <u>(安全管理について必要かつ適切な措置)</u> ① <u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第10条の規定に基づく措置</u> ② <u>金融分野における個人情報に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u> <u>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</u> ① <u>保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置</u> ② <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u> <u>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</u> ① <u>保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置</u> ② <u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u>

現 行	改 正 後
	<u>(2) 加入者等の個人に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</u> <u>（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u> ・ <u>労働組合への加盟に関する情報</u> ・ <u>民族に関する情報</u> ・ <u>性生活に関する情報</u>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
－事務ガイドライン－（第１部 証券会社等の監督関係）（1/3）

現 行	改 正 後
3－4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項 （新設） （新設） <u>3－4－3</u>（略） <u>3－4－4</u>（略） <u>3－4－5</u>（略） <u>3－4－6</u>（略） <u>3－4－7</u>（略） <u>3－4－8</u>（略）	3－4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項 <u>3－4－3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第4号の2について</u> <u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令に規定する第 10 条第4号の2に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</u> <u>3－4－4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第4号の3について</u> <u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第4号の3に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u> <u>3－4－5</u>（略） <u>3－4－6</u>（略） <u>3－4－7</u>（略） <u>3－4－8</u>（略） <u>3－4－9</u>（略） <u>3－4－10</u>（略）

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
－事務ガイドライン－（第 1 部 証券会社等の監督関係）（2/3）

5-3 登録金融機関の監督事務

5-3-5 法第 65 条の2第5項に規定する業務の規制に係る留意事項

(1) (略)

(2) 法第 65 条の2第5項において準用し、令第 17 条の4の規定により読み替えて適用する法第 42 条第1項ただし書に規定する法第 43 条第2号に規定する内閣府令で定める状況については、3-4-4から3-4-8までの規定に準ずるものとする。

なお、証券仲介業務については、3-4-6(3)の①及び②の理論価格、並びに(3)の②及び④の社内ルールについては、委託証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

(新設)

5-3 登録金融機関の監督事務

5-3-5 法第 65 条の2第5項に規定する業務の規制に係る留意事項

(1) (略)

(2) 法第 65 条の2第5項において準用し、令第 17 条の4の規定により読み替えて適用する法第 42 条第1項ただし書に規定する法第 43 条第2号に規定する内閣府令で定める状況については、3-4-3から3-4-10(3-4-5を除く)までの規定に準ずるものとする。

なお、証券仲介業務については、3-4-8(3)の①及び②の理論価格、並びに(3)の②及び④の社内ルールについては、委託証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

8-5 営業報告書

証券金融会社に関する内閣府令第3条の4第1号に規定する営業報告書(別紙様式1) 3に規定する「個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については以下の点に留意するものとする。

(1) 「安全管理措置の実施状況」欄に記載する内容は、証券金融会社がその取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置について報告を求めるものとする。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

① 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第 10 条の規定に基づく措置

② 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置

(従業員の監督について必要かつ適切な措置)

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
 ―事務ガイドライン―（第 1 部 証券会社等の監督関係）（3/3）

	① <u>保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置</u> ② <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u> <u>（委託先の監督について必要かつ適切な措置）</u> ① <u>保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置</u> ② <u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u> (2) 「<u>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）の目的以外の目的のために利用されないことを確保するための措置の実施状況</u>」欄の記載上の注意(3(2))における「<u>その他の特別の非公開情報</u>」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。
9-3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項	9-3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項
(新設)	9-3-1 <u>証券仲介業者に関する内閣府令第 15 条第3号の2について</u> <u>証券仲介業者が個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について講じなければならない必要かつ適切な措置については、3-4-3の規定に準ずるものとする。</u>
(新設)	9-3-2 <u>証券仲介業者に関する内閣府令第 15 条第3号の3について</u> <u>証券仲介業者に関する内閣府令第 15 条第3号の3については、3-4-4の規定に準ずるものとする。</u>
<u>9-3-1</u> (略)	<u>9-3-3</u> (略)
<u>9-3-2</u> (略)	<u>9-3-4</u> (略)
<u>9-3-3</u> (略)	<u>9-3-5</u> (略)
<u>9-3-4</u> (略)	<u>9-3-6</u> (略)

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について
 ー事務ガイドラインー（第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係）（1/1）

現 行	改 正 後
2-14 顧客情報の管理 投資信託委託業者は、法第14条等の<u>主旨</u>を踏まえ、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、顧客情報の管理について社内規則等を定め、その適正な運用を確保する必要があることに留意するものとする。 （新設） （新設）	2-14 顧客情報の管理 <u>2-14-1 適正な顧客情報の管理</u> 投資信託委託業者は、法第14条等の<u>趣旨</u>を踏まえ、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、顧客情報の管理について社内規則等を定め、その適正な運用を確保する必要があることに留意するものとする。 特に、<u>個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要があることに留意するものとする。</u> <u>2-14-2 規則第43条の2第1号及び第150条の2第1号について</u> 規則第43条の2第1号及び第150条の2第1号に規定する「<u>必要かつ適切な措置</u>」とは、保護法ガイドライン第10条、第11条及び第12条並びに実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。 <u>2-14-3 規則第43条の2第2号及び第150条の2第2号について</u> 規則第43条の2第2号及び第150条の2第2号に規定する「<u>その他の特別の非公開情報</u>」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
 ―事務ガイドライン―（第3部 証券投資顧問業者の監督関係）（1/1）

現 行	改 正 後
2-7 顧客情報の管理体制 投資顧問業者は、法第21条等の趣旨を踏まえ、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、顧客情報の管理について社内規則等を定め、その適正な運用を確保する必要があることに留意するものとする。 （新設） （新設）	2-7 顧客情報の管理体制 <u>2-7-1 適正な顧客情報の管理</u> 投資顧問業者は、法第21条等の趣旨を踏まえ、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、顧客情報の管理について社内規則等を定め、その適正な運用を確保する必要があることに留意するものとする。 特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要があることに留意するものとする。 <u>2-7-2 規則第26条第4号及び第29条の2第5号について</u> 規則第26条第4号及び第29条の2第5号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第10条、第11条及び第12条並びに実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。 <u>2-7-3 規則第26条第5号及び第29条の2第6号について</u> 規則第26条第5号及び第29条の2第6号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。